

契約をしてしまったが解約したい時…

そんなときは クーリング・オフ

- 訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、クーリング・オフによる契約解除ができます。
- 事業者が嘘を言ったり、脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合は、消費者はいつでもクーリング・オフができます。

8日以内に
書面で通知…
なんじゃ。

クーリング・オフの方法

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内に、はがき等の書面で通知します。
- 2 はがきの両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 はがきは「簡易書留」か「特定記録」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り費用は業者負担です。



はがきの書き方(例) 注意：クレジット支払いの場合はクレジット会社宛にもう1通出します。

郵便はがき

〒0000000

株式会社××××

代表者 ○○○○

様 ○○○○

簡易書留
または
特定記録

〒0000000

契約の解除通知

契約日(申込日) 平成〇年〇月〇日

契約書面受領日 平成〇年〇月〇日

販売店名 ×××××

商品名 ○○○○○○

右契約を解除申し込みを撤回しますので通知します。

平成〇年〇月〇日

住所 △△△△△

氏名 ○○○○○○

クーリング・オフ
できなくても
あきらめないで!

断っているのに業者が帰ってくれず、仕方なく契約した場合や、商品についての説明に嘘があった場合は、契約を取り消すことができます。

消費者センターに相談を

ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター 〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室 〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益田合同庁舎 1階

TEL & FAX 0856-23-3657